

議案第三十八号

港区職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十二年六月九日

提出者 港区長 武井雅昭

港区職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

港区職員の育児休業等に関する条例（平成四年港区条例第四号）の一部を次のように改正する。

第二条中第一号及び第二号を削り、第三号を第一号とし、第四号を第二号とし、第五号及び第六号を削り、同条の次に次の一条を加える。

（育児休業法第二条第一項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間）
第二条の二 育児休業法第二条第一項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、五十七日間とする。

第三条の見出しを「（育児休業法第二条第一項ただし書の条例で定める特別の事情）」に改め、同条第一号中「第五条第二号に掲げる」を「第五条に規定する」に、「同号」を「同条」

に改め、同条第四号中「当該育児休業をした職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、当該子の親であるものに限る。）が三月以上の期間にわたり当該子を育児休業その他の特別区人事委員会（以下「人事委員会」という。）の承認を得て区規則で定める方法により養育したこと（当該」を「三月以上の期間を経過したこと（当該育児休業をした」に、「請求の際両親が当該方法」を「承認の請求の際育児休業」に改め、同条第五号中「再度の」を削る。

第五条中「次に掲げる事由」を「育児休業をしている職員について当該育児休業に係る子以外の子に係る育児休業を承認しようとするとき」に改め、同条各号を削る。

第七条第一号及び第二号を削り、同条第三号を同条第一号とし、同条第四号中「（昭和五十九年港区条例第一号）」を削り、同号を同条第二号とし、同条第五号及び第六号を削る。

第八条第一号中「育児短時間勤務を」を「育児短時間勤務（育児休業法第十条第一項（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十九号）附則第五項において読み替えて準用する地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三十九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の育児短時間勤務をいう。以下同じ。）を」に、「第十一条第二号」を「第十一条第一号」に、「に規定する」を「の規定による」に改め、同条第四号中「第十一条第三号」を「第十一条第二号」に改め、同条第五号中「当該育児短時間勤務をした職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、当該

子の親であるものに限る。）が三月以上の期間にわたり当該子を育児休業その他の人事委員会の承認を得て区規則で定める方法により養育したこと（当該）を「三月以上の期間を経過したこと（当該育児短時間勤務をした）」に、「請求の際両親が当該方法」を「承認の請求の際育児短時間勤務」に改める。

第十一条中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とする。

第十四条中「次に掲げる」を「育児短時間勤務又は育児休業法第十七条の規定による短時間勤務をしている」に改め、同条各号を削る。

第十八条中「人事委員会」を「特別区人事委員会」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十二年七月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（施行前の準備）

2 この条例による改正前の港区職員の育児休業等に関する条例（以下「改正前の条例」という。）第二条第五号及び第六号に規定する職員並びにこの条例による改正後の港区職員の育児休業等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第二条の二に規定する期間内に育児休業をしている職員からの育児休業の承認の請求、改正前の条例第七条第五号及び第六号

に規定する職員からの育児短時間勤務の承認の請求並びに改正前の条例第十四条第三号及び第四号に規定する職員からの部分休業の承認の請求は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

（経過措置）

3 この条例の施行の日前に改正前の条例第三条第四号又は第八条第五号の規定により職員が申し出た計画は、同日以後は、それぞれ改正後の条例第三条第四号又は第八条第五号の規定により職員が申し出た計画とみなす。

（説明）

国家公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十一年法律第九十三号）の施行による地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第一百十号）の一部改正に伴い、規定を整備する必要があるため、本案を提出いたします。